



柏市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成24年12月13日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	林		伸	司
柏市監査委員	市	村		衛

平成24年度

監査の結果に関する報告

定期監査

行政監査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
林 伸 司
市 村 衛

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査，併せて，同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査についても実施した。

3 監査の概要

(1) 監査の期間

平成24年9月10日から平成24年11月28日まで

(2) 監査の対象とした部及び課等

ア 保健福祉部 保健福祉総務課
福祉政策室
指導監査室
高齢者支援課
高齢者支援課介護基盤整備室
障害福祉課
障害福祉課障害福祉就労支援センター
福祉活動推進課
生活支援課

イ 保健所 総務企画課
保健予防課
生活衛生課
地域健康づくり課
成人健診課
衛生検査課

ウ こども部 児童育成課
児童育成課児童センター

	こども政策室
	こどもルーム担当室
	保育課
	こども発達センター
	こども発達センターキッズルーム担当室
エ 環境部	環境保全課
	放射線対策室
	廃棄物政策課
	環境サービス課
	北部クリーンセンター
	南部クリーンセンター
	産業廃棄物対策課

(3) 監査の方法

平成24年度分で平成24年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成23年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

なお、監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 市が外部に発注刊行している行政資料（冊子類）について、契約等の事務手続きが規則等の規定にのっとっているか、作成部数は適切か、有料である場合の料金の設定方法や売却代金の収入手続きは適正か、無料である場合に有料にしない理由は合理的か、在庫の管理は適切か。

なお、前年度以前に刊行した行政資料についても、在庫があるものは、その管理状況について監査対象とした。

また、調査委託等の成果物について、仕様書どおり作成され、当初の目的に沿って効果的に利用されているか。

イ 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）及び特殊勤務手当の支給について、勤務命令・報告が確実かつ適正か、時

間外勤務が慢性化していないか，また，縮減に向けての取り組み，健康面での配慮がされているか。

なお，前年度監査対象とならなかった部局については，職員（臨時職員を含む。）の賃金及び旅費の支給についても，その事務手続が規則等の規定にのっとっているか，積算や支給方法等に問題点はないかなどについても検証した。

ウ 出先機関（保育園）等における現金の取扱い及び保管は適正か，物品購入等の契約事務及び管理・利用状況並びに返納等の事務処理は適正か。

4 監査の結果

軽易な事項については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったが、特に次の事項については、「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

(1) 保健福祉部高齢者支援課介護基盤整備室

時間外勤務時における休憩時間の確保について

監査対象期間のうち、抽出により平成24年6月分の週休日（土・日）における時間外勤務について調査したところ、1日の勤務時間が6時間を超える日が、延べ11日間存在したにもかかわらず、そのうち1日を除く10日間は休憩時間を全く取得していないという事例が見られた。

休憩時間は、労働基準法第34条及び職員勤務時間条例第3条において、労働時間（勤務時間）が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないものとされている。さらに、総務部人事課においても「サービスの手引」等で所属長に対し、職員の心身の健康保持、勤務中における軽度の疲労回復及び公務能率の増進のために休憩時間を確実に取得させることとしている。

今後は、時間外勤務の削減を効果的に推進するとともに、法令等を遵守した休憩時間の確保に留意されたい。

(2) 保健福祉部障害福祉課

ア 時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月及び5月分の時間外勤務について調査したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過支給が1件、過少支給が3件見られた。

時間外勤務時間数は整理担当者が集計していたが、担当者以外は集計確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是

正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 旅費の支給誤りについて

職員に支給する旅費は、職員旅費支給条例第7条の規定により、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」とされている。また、総務部人事課発行「旅費の手引」では、「やむを得ない理由により自宅より直接出張する場合は在勤公署から出張するときと自宅から出張するときの旅費を比較して低廉な方を支給する」よう定められている。

ところが、職員への旅費の支給状況を確認したところ、在勤公署から出張するときの旅費が自宅から出張するときの旅費よりも安くなるにもかかわらず、自宅から出張するときの旅費を支給している事例が3件見られた。

誤りを早急に是正するとともに、今後は、適正な支給事務が行われるよう、十分注意されたい。

(3) 保健福祉部障害福祉課障害福祉就労支援センター

旅費の支給誤りについて

職員に支給する旅行雑費は、職員旅費支給条例施行規則第8条の規定により、「市内並びに柏市役所を中心とする半径20キロメートルの円の範囲に市役所、特別区の区役所及び町村役場のある市区町村に出張する場合における旅行雑費は、支給しない」とされている。また、総務部人事課発行「旅費の手引」では、「半径20km以内に市役所（役場）が所在する市区町」が一覧表で定められている。

ところが、職員への旅行雑費の支給状況を確認したところ、旅行雑費の未支給地域への出張に対し、旅行雑費400円が支給されている例が1件見られた。

誤りを早急に是正するとともに、今後は、適正な支給事務が行われるよう、十分注意されたい。

(4) 保健福祉部福祉活動推進課

ウェルネス柏のパンフレット印刷について

柏市総合保健医療福祉施設「ウェルネス柏」のパンフレットは、施設の概要周知及び案内を目的に平成24年3月に契約金額534,240円で48,000部印刷され、その後約5か月間を経過した平成24年8月末現在、46,500部の在庫を抱えている。印刷後、1,500部を配布した計算になるが、このペースで全てを配布し終わるには、相当な期間を要すると見られ、その間パンフレットの内容に変更が生じれば利用価値もなくなる。

主管課の説明によると、パンフレットはウェルネス柏の受付窓口や近隣センター等で配布しているとのことだったが、その他の活用方法は特になく、印刷にあたって作成部数を多く見積もり過ぎたのではないかと問わざるを得ない。

印刷物の作成については、必要部数の検討を十分に行い、経費節減の観点から適切な部数の印刷に努めるとともに、在庫の有効活用についても検討されたい。

(5) 保健福祉部生活支援課

時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年5月及び7月分の時間外勤務について調査したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過少支給が2件見られた。

時間外勤務時間数は整理担当者が集計していたが、担当者以外は集計確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(6) 保健所生活衛生課

特殊勤務手当の支給誤りについて

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、保健所生活衛生課においては、職員特殊勤務手当支給規則第3条第7号の規定により、食鳥検査業務に従事した職員に対し、1日につき400円の保健衛生業務手当が支給されている。

生活衛生課では、職員の当該業務に係る勤務実績について、独自に作成した「特殊勤務実績簿」に実施した年月日及び従事した時間を記録し、その都度所属長の確認を受けることにより把握しており、当該実績簿により集計された実施状況を「特殊勤務命令簿兼報告書」に転記して月ごとに人事主管課（総務部人事課給与厚生室）に報告している。

給与厚生室では、当該報告書の確認を行った上で保健衛生業務手当の支給額を決定し、当該決定額を翌月の給料と併せて支給している。

平成24年7月分の保健衛生業務手当（食鳥検査）に係る「特殊勤務命令簿兼報告書」について、生活衛生課が保管する「特殊勤務実績簿」と照合確認を行ったところ、当該業務に従事した職員の当月の勤務実績が別の職員の欄に誤って転記されていたことにより、当該手当が誤って別の職員に支給されている事例が見られた。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、今後は、複数のチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(7) 保健所地域健康づくり課

ア 臨時職員賃金の支給誤りについて

保健所地域健康づくり課で雇用する臨時職員（臨時的任用の職員及び非常勤職員）について、臨時職員就業規則第3条第3項の規定により柏市長が交付した採用通知書を実際に支給された賃金に係る支払明細書と照合し、当該採用通知書に明示された労働条件のとおりに関係する事務手続き等（賃金

の支給及び休暇の付与等)が適正に行われているかどうかを確認した。

その際に、非常勤職員である看護師の賃金において、平成24年4月1日付けで交付された採用通知書に「基本賃金：時間給1530円 24年6月1日から時給1540円」と明示されていたにもかかわらず、平成24年6月分の賃金の支給に際して、変更前の時間給により支給額の積算がなされ、結果として本来支給すべき賃金額よりも過少な支給額となっている事例が見られた。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に是正するとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 時間外勤務手当の支給誤りについて

監査対象期間のうち、抽出により平成24年4月及び6月分の時間外勤務について調査したところ、時間外勤務時間数の集計誤りによる時間外勤務手当の過少支給が2件見られた。

時間外勤務時間数は整理担当者が集計していたが、担当者以外は集計確認をしていなかったため、誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(8) 保健所衛生検査課

特殊勤務手当の支給対象となる業務実績の管理について

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、保健所衛生検査課に勤務する職員が行う衛生検査業務については、職員特殊勤務手当支給規則第3条第5号の規定により、当該業務に従事した職員に対し、1日につき400円の保健衛生業務手当を支給することとされている。

当該手当の支給に関して「特殊勤務命令簿兼報告書」を確認

したところ，所属長を除く全ての衛生検査課所属職員について，その月における当該勤務の実施回数及び支給金額をあらかじめ印字したものが毎月人事主管課（総務部人事課給与厚生室）に提出されており，実際に当該報告書に基づいて毎月同額の手当が一律に支給されている事実が判明した。

当該手当を，実際の業務実績に基づくことなく「みなし」勤務実績に基づいて定額の支出を行うことは，正当な支出根拠のない不適正な支出であると言わざるを得ない。

今後は，人事主管課とも十分に協議を行い，当該業務に係る従事状況の厳正な集計，把握及び報告に努め，正確な勤務実績が着実に反映された支給となるよう，早急に改善を図られたい。

(9) こども部児童育成課

臨時職員賃金の支給誤りについて

臨時職員賃金の支給状況を調査したところ，平成24年5月分について，勤務日数の集計誤りにより，実際の勤務日数より1日多い賃金が支払われている事例がみられた。

勤務日数は整理担当者が集計していたが，担当者以外は集計確認をしていなかったため，誤りを発見できなかったものと考えられる。

これは，確認体制の不備が招いた誤りであるので，早急に是正し，今後は，複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(10) こども部保育課

ア 旅費の支給誤りについて

監査対象期間のうち，抽出により平成24年7月分の出張旅費について調査したところ，1件の未払いが発生している事例が見られた。

旅費の支給事務は整理担当者が行っていたが，担当者以外は確認をしていなかったため，支給漏れを発見できなかった

ものと考えられる。

これは、確認体制の不備が招いた誤りであるので早急に是正し、非抽出の月の旅費の支給についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

イ 病後児保育事業委託の契約額等の検証について

病後児保育事業委託については、平成22年度から24年度まで医療法人巻石堂病院と契約金額1,400万円で一者随意契約により締結している。

主管課の説明によると、「この事業は、感冒、慢性疾患、伝染病疾患等で病気の回復期にあり、医療機関への入院治療の必要はないが、安静の必要がある幼児を、看護師・保育士の配置、医師の巡回により保育するという特殊性から、病後児保育室で実施することが適当であり、柏市では巻石堂さくら保育園以外に実施していないため一者随意契約としている」とのことであった。

また、延べ利用人数は、平成23年度220人となっており、利用実績による一回当たり単価は約63,000円となっている。定員130人の私立保育園の0歳児の一月当たりの保育単価は162,650円であり、この金額を1か月の平均保育日数25日で除した一日当たりの単価は約6,500円となる。

単純に比較することはできないが、一回当たり6万円を超える単価は、本委託業務の特殊事情を考慮しても高額であり、しかも、平成22年度から3年間にわたり契約金額の見直しが行われていないことなど、検討の余地があると考えられる。

したがって、今後の契約に際しては、経済性の観点から、設計額の算定に当たり、業務に必要な経費を適切に反映させるとともに、契約方法を含めた見直しを進められたい。

(11) こども部こども発達センターキッズルーム担当室

業務委託の契約方法の見直しについて

提供給食放射性物質検査委託は、こども部こども発達セン

ターキッズルーム担当室で実際に提供された給食について放射性物質の検査を行うものであり、一者随意契約により契約を締結している。

主管課の説明によると、検査結果で放射性物質が検出された場合に、追跡調査が容易になることから、学校教育部学校保健課で食材の検査を行っている業者と同一の業者と一者随意契約で契約を締結したとのことであった。

しかし、こども部内の他部署において、本件と同内容の業務委託について、見積り合わせにより業者を決定し、廉価で契約している状況があることを考えると、本件契約についても同様の契約方法によることが可能であると考えられる。

したがって、今後は、放射性物質に関する検査の情報を関連部署と共有し、また経済性を重視しながら、複数業者による見積り合わせの実施について検討されたい。

(12) 環境部環境保全課

時間外勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務手当については、一般職職員給与条例第16条第1項の規定により「勤務1時間当たりの給与額に…（中略）…規則で定める割合を乗じて得た額」が支給され、週休日（土・日）に勤務した場合の支給割合は、一般職職員給与条例施行規則第10条第2号の規定により「100分の135」とされている。

ところが、監査対象期間のうち、抽出により平成24年7月分の時間外勤務について調査したところ、週休日に勤務したにもかかわらず、誤って勤務1時間当たり「100分の125」を乗じて得た額を支給している事例が見られた。

誤りを早急に是正し、非抽出の月の時間外勤務時間数の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、勤務した日によって支給割合が異なることに十分注意し、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(13) 環境部廃棄物政策課

一般廃棄物処理，資源回収等業務委託の契約方法の見直しについて

一般廃棄物処理及び資源回収等業務委託については，以前から一者随意契約により契約が締結されており，一昨年から定期監査において，積算額の精査を行うとともに，より競争原理の働く契約方法とするよう指摘してきている。

これに対して，主管課は，積算根拠や契約方法の見直しを検討するとしながら，今年度においても，環境省から「経済性の確保よりも業務の確実な履行を重視すること」を要請されているという理由で一者による随意契約としている。しかし，どの業者に委託した場合にあっても「業務の確実な履行」を求めることは当然であり，さらに，市の財政状況等を考えれば「経済性の確保」は不可欠であるから，一者随意契約の理由として適切であるとは言い難い。

したがって，一昨年からの再三にわたる指摘内容を十分に踏まえ，適正な契約の早期実現に向けて検討を進められたい。

(14) 環境部環境サービス課

時間外勤務手当と特殊勤務手当の支給誤りについて

職員の時間外勤務については，職員勤務時間条例第2条の3により週休日（土・日）勤務の振替等が，一般職員給与条例第16条第3項により，週休日振替勤務の手当が定められている。

これらの規定によると，週休日勤務を同一週（勤務した週休日の直後の月から金まで）に振り替えた場合は手当は支給されないが，それ以外（4週間前の日から8週間後の日まで）に振り替えた場合は手当の支給対象とされている。

ところが，監査対象期間のうち，抽出により平成24年7月分の時間外勤務について調査したところ，週休日勤務を4週後に振り替えているにもかかわらず，手当が支給されていない事例が見られた。

また、一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、同課（山高野浄化センター）においては、職員特殊勤務手当支給規則第7条に規定される労務手当に該当する作業に従事した職員に対し、1日を単位として支給している。

ところが、監査対象期間のうち、抽出により平成24年7月分の特殊勤務手当について調査したところ、労務手当の支給対象となる収集作業に10日間従事したにもかかわらず、誤って9日分の手当しか支給されていない事例が見られた。

誤りを早急に是正し、両手当の非抽出の月の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(15) 環境部北部クリーンセンター

特殊勤務手当の支給誤りについて

一般職職員給与条例第13条に規定される特殊勤務手当のうち、同クリーンセンターにおいては、職員特殊勤務手当支給規則第4条に規定される危険作業手当及び同第7条に規定される労務手当に該当する作業に従事した職員に対し、1日を単位として支給している。

ところが、監査対象期間のうち、抽出により平成24年6月分の特殊勤務手当について調査したところ、労務手当の支給対象となる収集作業に10日間従事したにもかかわらず、誤って9日分の手当しか支給されていない事例が見られた。

誤りを早急に是正し、非抽出の月の特殊勤務手当の集計についても再度確認を行うとともに、今後は、複数によるチェックを行うなど万全の体制を整えられたい。

(16) 環境部南部クリーンセンター

パンフレットの在庫管理と増刷について

南部クリーンセンターでは、見学者を随時受け入れており、ここ数年は、年間約5,000人の見学者があったが、昨年度は震災の影響によって工場が稼働停止したため見学者の受入れ

はなかった。

そうした状況で、見学者用パンフレットの残部が 8,000 部あったにもかかわらず、さらに平成 24 年 3 月に、220,500 円の費用をかけて 12,000 部の増刷を行っている。これは、印刷部数を増やすことにより単価が下がるということを考慮しても、在庫管理の面、予算執行における経済性の面から見て、適切であるとは言い難い。

今後は、残部と見学者数等とを比較検討し、必要部数を慎重に見極めて、事務に当たられたい。